

議案第 28 号

天理市手数料条例の一部改正について

天理市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成21年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例（平成12年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中「又は第10条の 2 第 1 項」を「、第10条の 2 第 1 項」に改め、「第 5 項まで」の次に「又は第126条」を加え、同表第 2 号中「第120条第 1 項」の次に「又は第126条」を加え、同表第 3 号中「第12条の 2」の次に「又は第126条」を加え、同表第 4 号中「第120条第 1 項」の次に「又は第126条」を加え、同表第 5 号及び第 6 号中「又は第120条第 1 項」を「、第120条第 1 項又は第126条」に改め、同表第 7 号中「含む。）」の次に「若しくは第126条」を加え、同表第18号中「200円」を「300円」に改め、同表第19号中「200円」を「300円。ただし、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「自動交付機」という。）による交付の場合にあっては、250円」に改め、同表第21号中「200円」を「300円」に改め、同表第22号中「200円」を「300円。ただし、自動交付機による交付の場合にあっては、250円」に改め、同表第23号中「200円」を「300円」に改め、同表第25号中「200円」を「300円」に改め、同号を同表第26号とし、同表第24号の次に次の 1 号を加える。

25	市民税の課税に関する証明書交付手数料	市民税の課税に関する証明書の交付	1 件につき300円
----	--------------------	------------------	------------

附 則

この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。